

(別紙)

「飼料中の農薬の検査について」

(平成18年5月26日付け18消安第2322号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>記</p> <p>I 飼料の収去方法</p> <p>1 [略]</p> <p>2 輸入飼料穀物 〔略〕</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 試料の採取方法</p> <p>サイロに搬入する際にオートサンプラー等を用いてロット全体を代表する検体となるよう採取するものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計<u>5キログラム</u>以上を1次試料とする。なお、すでにサイロに搬入されたものは、他のサイロに移動させる際に同様の方法により採取する。</p> <p>(3) 試料の縮分方法</p> <p>1次試料を<u>全量粉碎し</u>、よく混合した後、適当な容器を用いて縮分し、各500グラム以上1キログラム以下の試験用試料及び保管用試料を調製する。</p> <p>(4) 試料の縮分・調製にあたっての注意事項</p> <p><u>(3)による縮分及び調製において、被検査者又はその役職員その他の関係人が立ち会えない場合には、検査職員が(3)の手順にしたがって縮分及び調製を実施す</u></p>	<p>記</p> <p>I 飼料の収去方法</p> <p>1 [略]</p> <p>2 輸入飼料穀物 〔略〕</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 試料の採取方法</p> <p>サイロに搬入する際にオートサンプラー等を用いてロット全体を代表する検体となるよう採取するものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計<u>10キログラム</u>以上を1次試料とする。なお、すでにサイロに搬入されたものは、他のサイロに移動させる際に同様の方法により採取する。</p> <p>(3) 試料の縮分方法</p> <p>1次試料をよく混合した後、適当な容器を用いて縮分し、各500グラム以上1キログラム以下の試験用試料及び保管用試料を調製する。</p>

ることについて、あらかじめ被検査者の同意を得るものとする。

3 牧草

[略]

(1) 検査対象

おおむね25～60キログラムに梱包されたもの（以下「コンパクトベール」という。）にあっては、1コンテナ又はおおむね50梱包以上500梱包以下の同一製造又は輸入荷口とする。

おおむね100キログラム以上に梱包されたもの（以下「ビッグベール」という。）にあっては、1コンテナ又はおおむね10梱包以上50梱包以下の同一製造又は輸入荷口とする。

(2) 試料の採取方法

コンパクトベールにあっては、20個以上の梱包を無作為に抽出し、1梱包あたり50グラム以上を採取して1キログラム以上とする。

ビッグベールにあっては、4個以上の梱包を無作為に抽出し、1梱包あたり250グラム以上を採取して1キログラム以上とする。

これをよく混合した後、2等分して各500グラム以上1キログラム以下の試験用試料及び保管用試料を調製する。

なお、梱包からは、梱包を代表するものとなるよう中心部も含め1箇所あたりおおむね10～20グラム程度を複数箇所から採取する。

[以下略]

3 牧草

[略]

(1) 検査対象

おおむね50梱包以上500梱包以下の同一製造又は輸入荷口とする。

(2) 試料の採取方法

20個以上の梱包を無作為に抽出し、1梱包あたり50グラム以上を採取して1キログラム以上とする。これをよく混合した後、2等分して各500グラム以上1キログラム以下の試験用試料及び保管用試料を調製する。

なお、梱包からは、梱包を代表するものとなるよう中心部も含め採取する。

[以下略]